

1 計画策定の趣旨

総合計画は、長期的な展望に立って地方自治体の目指すべき将来像を描き出し、その実現に向けて、総合的かつ計画的な行政経営のための指針を示すものです。

本町では、昭和47年に「水と緑の田園観光都市」をスローガンとした「栄町基本構想」を策定し、平成元年及び平成12年に改定を加えながら、おおむね30年後の平成43年を目標年次とするまちづくりを進めてきました。

しかしながら、本町を取り巻く環境は、平成12年の「栄町基本構想」改定の頃に比べ、国際線ハブ化を目指した成田空港の機能増進や空港と都心を結ぶ新たな鉄道の開業、さらに成田・千葉ニュータウンの業務核都市化の進展、そして近隣の市町村が合併するなど大きく変貌しています。

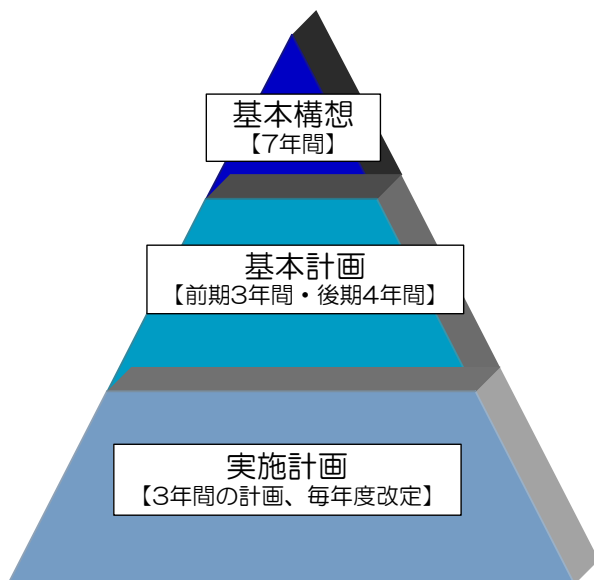
また、少子高齢化や人口減少への対応、そして防災対策の充実は、本町でも喫緊の課題であり、さらに、それらに伴う一層の財政の硬直化や、中央集権から地方分権・地域主権への制度改革など、地方自治体にとって大きな変革の時代を迎えています。

このような社会経済情勢のもと、町民の期待に応えられる自立したまちとして、「栄町」ならではの魅力を高め、「住み続けたいまち」、「住んでみたいまち」として持続的に成長していくことが求められています。

こうしたことから、本町独自の魅力を引き出した元気なまちにするため、現状を客観的に分析し、本町の特性を十分に踏まえた、新たな栄町第4次総合計画を策定するものです。

2 計画の構成と期間

第4次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つの計画で構成します。



● 基本構想
目標年次までの展望と課題を踏まえ、町の目指す「将来像」と「基本理念」を明確にし、これを実現するための施策の基本目標と大綱を定めるもの。

● 基本計画
基本構想で掲げたまちづくりの目標を達成するための重点施策や部門別施策を体系化し、具体的な施策の方向を示すもの。

● 実施計画
基本計画に基づき、個別施策・事業の実施について年度ごとに位置付けるもので、政策的予算編成の基礎となるもの。

(1) 基本構想

基本構想は、本町の現状と課題を明らかにするとともに、まちづくりの基本理念とあるべき姿（将来像）、また、これらを実現するための施策の基本目標と大綱を定めるものです。

その期間は、変化の激しい時代に対応し、中長期的な視点に立ったまちづくりを進めるため、平成24年度を初年度とし、平成30年度を目標年次とする7年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる町の将来像を実現するために、基本構想に従って具体的な施策を定めるもので、それらの施策を推進するための指針となるものです。

その期間は、社会経済情勢の変化や本町の財政状況などに対応し、実効性の高い計画とするため、基本構想期間の7年間で前期・後期に分け、前期を3年間、後期を4年間とします。

(3) 実施計画

基本計画を計画的かつ戦略的に推進していくための実行計画で、事業の優先度を明確にし、基本計画に基づき実施する施策の具体的な事業内容を示すものです。

その期間は3年間とし、毎年度見直しを行うローリング方式により策定するものとします。

